

平成二十二年四月七日

青森県教育委員会第七百三十五回定例会

期日 平成二十二年四月七日（水）
場所 教育庁教育委員会室

会議次第

一	開会	
二	報告	
	報告第一号 青森県立高等学校授業料、受講料、入学科及び入学者選抜手数料徴収条例第二条た だし書に規定する特別の事由がある場合を定める規則について	1
三	議案	
	議案第一号 県立高等学校の学科の設置及び廃止について	3
	議案第二号 青森県文化財保護審議会委員の人事について	5
四	その他	
	職員の懲戒処分状況について	7
五	閉会	

報告第一号

青森県立高等学校授業料、受講料、入学料及び入学者選抜手数料徴収条例第二条ただし書に規定する特別の事由がある場合を定める規則について

青森県立高等学校授業料、受講料、入学料及び入学者選抜手数料徴収条例第二条ただし書に規定する特別の事由がある場合を定める規則について、緊急を要するため、青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則第四条第一項の規定に基づき、教育長において臨時に代理し、次のとおり定めたとので報告します。

青森県立高等学校授業料、受講料、入学料及び入学者選抜手数料徴収条例第二条ただし書に規定する特別の事由がある場合を定める規則

(趣旨)

第一条 この規則は、青森県知事の権限に属する事務の一部を委員会等に委任し、及び補助執行させる規則(昭和三十九年八月青森県規則第七十三号)第二条の規定に基づき、青森県立高等学校授業料、受講料、入学料及び入学者選抜手数料徴収条例(昭和四十年三月青森県条例第七号。以下「条例」という。)第二条ただし書に規定する特別の事由がある場合について定めるものとする。

(特別の事由がある場合)

第二条 条例第二条ただし書に規定する特別の事由がある場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 高等学校等(修業年限が三年未満のものを除く。)を卒業し、又は修了したことがある場合
- 二 県立高等学校に在学した期間が引き続き三年(定時制の課程及び通信制の課程にあつては四年。以

下「標準修業年限」という。）を超える場合

2 前項第二号に規定する場合には、休学、留学、病氣療養その他のやむを得ない事由により標準修業年限を超える場合を含まないものとする。

(施行事項)

第三条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第一号

県立高等学校の学科の設置及び廃止について

左記のとおり県立高等学校の学科を設置及び廃止する。

記

一 学科の設置

(一) 学校名、課程及び設置する学科

学 校 名	課 程	学 科
青森県立 青森工業高等学校	全日制の課程	都 市 環 境 科
青森県立 十和田工業高等学校	全日制の課程	機 械 ・ エ ネ ル ギ ー 科
青森県立 むつ工業高等学校	全日制の課程	設 備 ・ エ ネ ル ギ ー 科

(二) 設置の時期

平成二十三年四月一日

二 学科の廃止

(一) 学校名、課程及び廃止する学科

学 校 名	課 程	学 科
青森県立 五所川原工業 高等学校	全日制の課程	電 子 科
青森県立 十和田工業 高等学校	全日制の課程	機 械 科
青森県立 むつ工業 高等学校	全日制の課程	設 備 シ ス テ ム 科

(二) 廃止の時期

平成二十三年三月三十一日

(ただし、廃止の日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。)

議案第二号

青森県文化財保護審議会委員の人事について

青森県文化財保護審議会委員の人事を次のとおり行う。

青森県文化財保護審議会委員を委嘱する

青森県文化財保護審議会委員に任命する

太 福	前 小 今 福 山 小 山 藤 澤 月
田 井	田 原 井 田 田 池 田 沼 口 館
正 敏	み 良 二 友 巖 淳 邦 正 敏
文 隆	き 孝 夫 之 子 一 勅 彦 光 栄

任期は平成二十二年四月九日から平成二十四年四月八日までとする

平成二十二年四月九日

青森県教育委員会

[その他]

職員の懲戒処分の状況

平成22年4月（3月1日～3月31日分）

青森県教育委員会

- 事案1 ①被処分者 西北地域市部以外の中学校 教諭（48歳 男性）
- ②事件の概要等 速度超過（30km/h以上50km/h未満）
- ・平成21年12月4日（金）午後9時27分頃
 - ・西津軽郡鰺ヶ沢町内の国道
 - ・最高速度50km/hのところ、85km/hで走行
- ③処分内容 戒告
- ④処分年月日 平成22年3月15日